



福生市児童発達支援センター給食搬入特区

都道府県名：	東京都	
申請主体名：	福生市	
区域の範囲：	福生市の全域	
特区の概要：	<p>本市において、児童発達支援事業を利用する障害児は急増しており、需要の増加に迅速に対応すべく児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置することとしたが、施設面及びコスト面においてセンターでの給食の提供が困難な状況である。</p> <p>特例措置の活用により、給食の外部搬入を実施することで、センターを利用する児童への給食の提供が可能となるだけでなく、運営経費の大幅削減が図られ、経費及び人的資源をセンターに求められている療育事業の充実に充てることができ、市民の福祉の向上に寄与することが可能となる。</p>	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	
 <p style="text-align: center;">福生市児童発達支援センター (福生市福祉センター内に設置)</p>		 <p style="text-align: center;">指導訓練室 (専門的な療育を実施)</p>